|  |
| --- |
| **この協定書（例）の内容はあくまで参考例として記入しているものです。各施設の状況に応じて、適宜加除や変更を行った上で市と協定の締結をお願いするものです。** |

北秋田市指定クーリングシェルターに関する協定書(例)

〇〇(以下「甲」という。）と秋田県北秋田市(以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。）の設置運営がなされることで熱中症による健康被害の発生の防止が図られるよう、クーリングシェルターの指定及び運用を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の目的となる施設）

第２条　乙がクーリングシェルターとして指定するこの協定の目的となる甲所有の施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）　名　称　　●●●●●●

（２）　所在地　　秋田県北秋田市○○１－１－１

（供用部分）

第３条　対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図（下記）のとおりとする。

(実施期間)

第４条　クーリングシェルターの実施期間は、環境省の熱中症警戒情報の運用期間である毎年４月第４水曜日から10月第４水曜日までとする。ただし、初年度は協定締結日を開始日とする。

（開放可能日等）

第５条　対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（１）　開放する曜日　　●曜日～●曜日

（２）　開放する時間帯　午前〇時～午後〇時

（３）　開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数　■人

(管理及び運用)

第６条　甲は、前２条に定める日時等において熱中症特別警戒情報が発表されたときは、次に掲げる基準に従い、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所としてクーリングシェルターを開放する。

（１）　冷房設備を適切に維持管理して稼働し、設定温度は避難者が快適に過ごせる温度とする。

（２）　受け入れ可能人数に応じて、適切な空間を確保し、休憩できる椅子等(既設の物で可)を配置する。

（３）　避難者にクーリングシェルターであることが分かるように掲示を行う。

（４）　避難者の熱中症予防のため、甲の指定箇所において避難者が飲料水等を摂取することを許容する。

２　甲は、対象施設の管理責任者の所属部課、役職名、名前、連絡先を乙に届け出るものとする。管理責任者に変更があった場合も、また同様とする。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第７条　甲は、熱中症特別警戒情報の発表を覚知した際には、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第５条に定める開放可能日等において、対象施設内の第３条に定める供用部分を一般の市民等が暑熱を避けるための休憩の用に開放するものとする。

２　甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、前項の例によ、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として当該供用部分を利用できるよう努めるものとする。

２　前２項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができるものとする。

４　乙は、秋田県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、当該期間の満了の○か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（更の協議）

第９条　本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、協議して定めるものとする。

２　甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　　年　　　月　　　日

甲（管理者）　　(住所)

(事業所名)

(代表者役職・氏名)

乙（指定者）　　北秋田市花園町１９番１号

北秋田市長